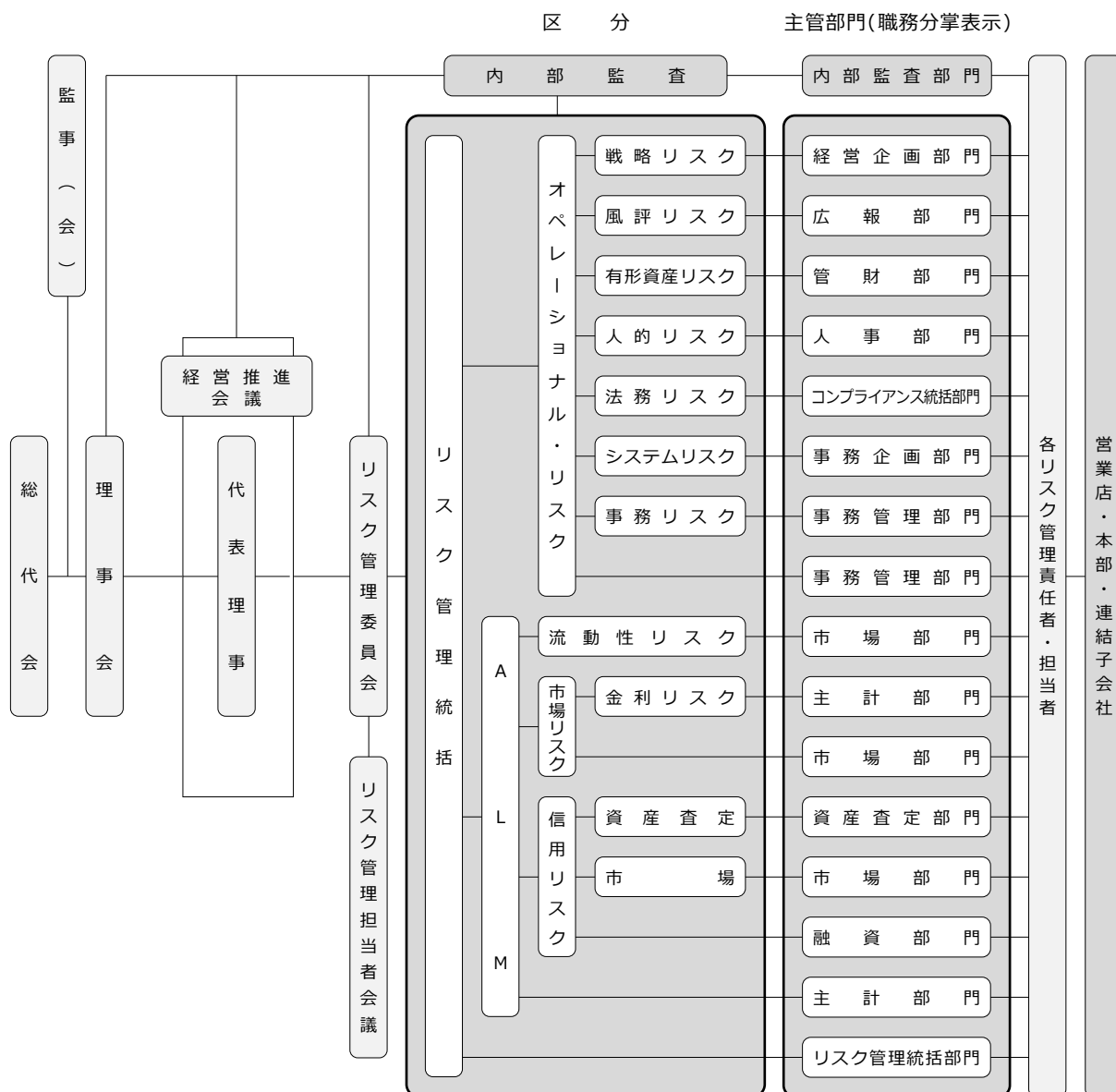


リスク管理組織

リスク管理組織図（2026年6月末現在）



金融円滑化への取組み

当金庫は、従来より地域の皆さま、中小企業・小規模事業者の皆さまへ必要な資金を円滑に供給するとともに、お客さまの経営に関するご相談や経営改善支援にきめ細かく対応するなど、積極的に金融仲介機能を発揮してまいりました。

今後も、貸付条件の変更等や円滑な資金供給、お客さまの立場に立った最適な解決策の提案など、より親身な対応に努めてまいります。

金融円滑化の体制

当金庫は、「地域金融円滑化のための基本方針」を遵守し、金融円滑化を進めるために、以下の体制を整備しております。

1. お借入れ条件の変更等のお申込みにに対する対応状況を適切に把握するための体制
2. お借入れ条件の変更等のお申込みに関する苦情相談を適切に行うための体制
3. 中小企業者等の事業の改善又は再生に向けた支援を適切に行うための体制

金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、以下の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

1. 当金庫は、お客さまの知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・ご購入は、お客さまご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客さまに適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客さまに対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客さまにとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

(注) 当金庫は、確定拠出年金運営管理機関として、確定拠出年金法上の「企業型年金に係る運営管理業務のうち運用の方法の選定及び加入者等に対する提示の業務」及び「個人型年金に係る運営管理機関の指定若しくは変更」に関して本勧誘方針を準用いたします。